

【1984年4月19日】身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
参議院社会労働委員会

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院社会労働委員会
昭和五九年四月一九日

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

- 一 身体障害者の雇用率達成指導の強化に努め、著しく雇用率が低く改善の努力に欠けると認められる企業については企業名の公表制度の活用についても十分に検討すること。
- 二 障害の種類、特性に応じた諸対策の推進に引き続き努力するとともに、これらの諸対策が的確に遂行されるように、公共職業安定所における職業紹介・指導体制の充実・強化を図ること。
- 三 就職している障害者の雇用の安定・維持を図るための就職後の定着指導等のフォローアップに努力すること。
- 四 マイクロ・エレクトロニクス等産業構造の変化に対応して新たな障害者の職域開発の推進を図るとともに、これに即応した先駆的な職業訓練の推進に努めること。
- 五 精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るための条件整備対策を充実するとともに、雇用率の適用問題について検討を進めること。
- 六 身体障害者雇用促進協会における納付金関係業務が的確に遂行されるように十分に指導するとともに、助成金については、所期の目的が達せられるよう努力すること。

右決議する。